

# 坂井市子ども・子育て支援事業計画骨子案についての検討資料

## 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定することが定められており（子ども・子育て支援法第60条）、また、市町村は国の定める基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています（子ども・子育て支援法第61条）。

## 2 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と、地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規定されています。

### 市町村子ども子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

#### <市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する必須記載事項>

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

#### <市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項>

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

### 3 坂井市子ども・子育て支援事業計画の体系

#### ■坂井市次世代育成支援行動計画

#### ■(仮称)坂井市子ども・子育て支援事業計画



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる大切な存在です。社会の希望であり未来を作る力である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いている現状があります。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実、が目指されることとなっています。また、「子ども・子育て支援法」内では、都道府県、市区町村及び事業主に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

坂井市においても、子どもたちにとってふさわしい幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「坂井市次世代育成支援行動計画」をふまえながら、「(仮)坂井市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 1-2 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

### 1-3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

## 第2章 坂井市の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 統計による坂井市の状況

- (1)人口・世帯の状況
- (2)婚姻の状況
- (3)児童数・出生の状況
- (4)女性の就労の状況
- (5)保育所、幼稚園等の状況

### 2 アンケート調査結果の概要

アンケート調査の結果を抜粋で掲載します。

### 3 坂井市次世代育成支援行動計画の評価

次世代育成支援行動計画（後期）の達成状況を掲載します。

### 4 現状・課題のまとめと今後の方向性

1～3の内容を踏まえ、現状・課題のまとめと今後の方向性を示します。

## 第3章 計画の基本理念と施策の展開

### 1 計画の基本理念

参考：次世代育成支援行動計画の基本理念

# 支えあい 子育ての輪ひろがる まち さかい

-子ども・家庭・まちの夢がふくらむ未来への計画-

#### ●今回取り入れたい視点① “笑顔”

- ・笑顔で住みたくなるまちへ
- ・誰もが「笑顔」で思いやりを育てる教育のまちづくり
- ・誰もが「笑顔」で健康に暮らせる福祉のまちづくり
- ・誰もが「笑顔」で助け合う協働のまちづくり

#### ●今回取り入れたい視点② “地域”

- ・地域全体で子育てを応援しよう
- ・子どもたちが地域に愛着を持てるまちにしよう

坂井市次世代育成支援行動計画の基本理念や、坂井市の総合計画や関連計画、国の方向性などを踏まえ検討します。

## 2 計画の基本方針

I 子どもを育む

II 家庭を育む

III まちを育む

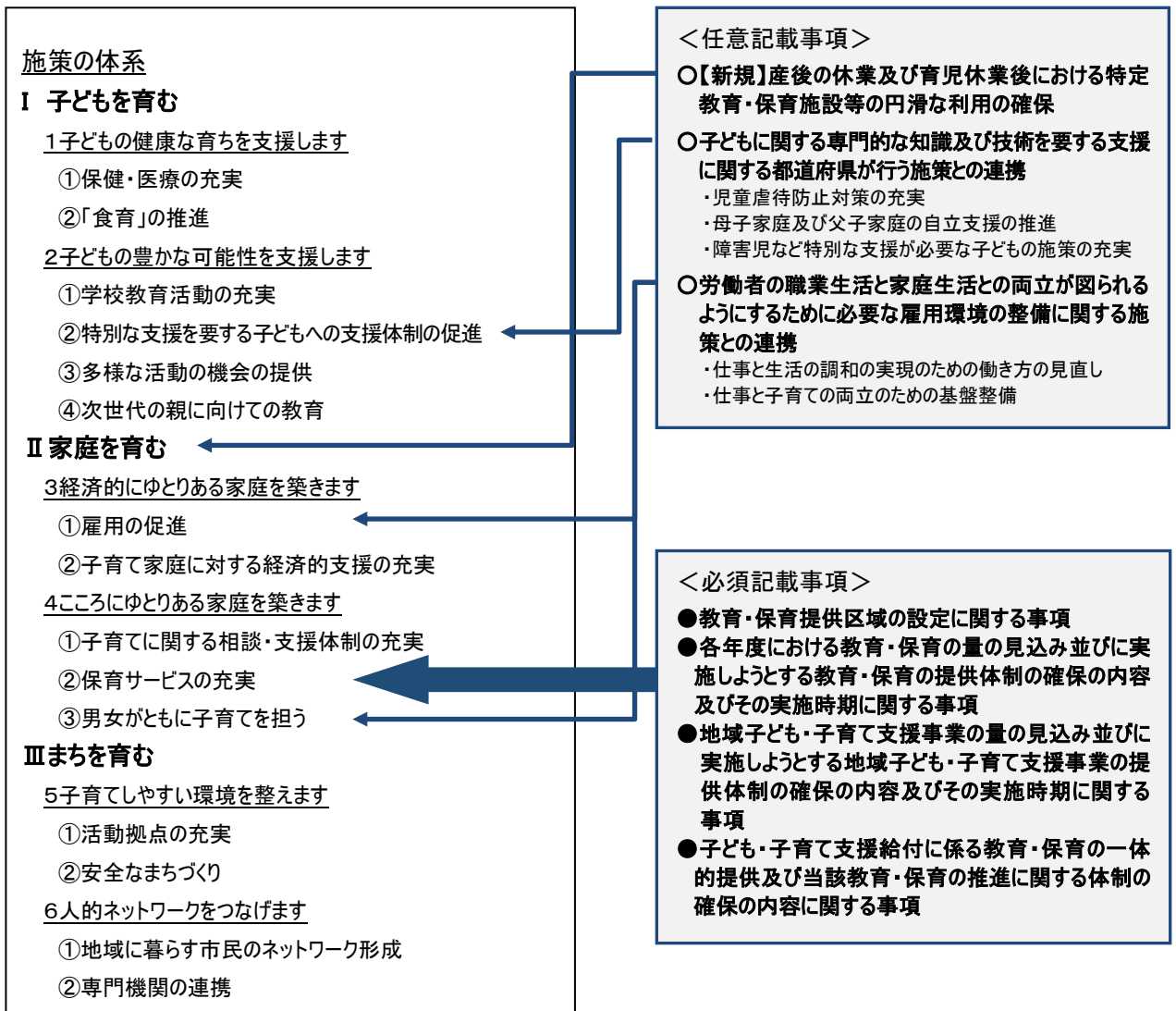
基本方針は次世代後期計画を踏襲する予定です。坂井市の現状やアンケートの結果から把握される課題をふまえて、確定します。

### 3 施策体系

今回の計画では、全市町村の計画で必ず記載することが求められている【必須記載項目】と、現行計画などをふまえて記載するとよいとされる【任意記載項目】があります。坂井市では、次世代育成支援行動計画の流れを引き継ぎながら、市の関連計画と重複している項目については整理し、掲載していきます。

#### 坂井市次世代育成支援行動計画(後期計画)

#### 市町村子ども・子育て支援事業計画



基本方向は指針の任意記載事項を盛り込みながら、次世代後期計画を踏襲する予定です。現行事業の整理を行い、確定させます。

## 第4章 施策の展開

現行事業の整理と各事業の今後の方向性を確認し、確定させます。

※以下、【必須記載項目】についての参考資料です。

### 1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

#### 国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

### 2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

#### (1)各年度における教育・保育の量の見込み

#### 国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。

- ・認定の区分に加え、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定する。

※待機児童の中心である0－2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。

※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論など）

#### ■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業



## (2)実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 国の考え方

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

- ・ 教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

### 1 教育・保育事業の提供

### 2 地域子ども・子育て支援事業の提供

#### ①時間外保育事業

#### ②放課後児童健全育成事業(低学年)

#### ②放課後児童健全育成事業(高学年)

#### ③子育て短期支援事業

#### ④地域子育て支援拠点事業

#### ⑤一時預かり事業

#### ⑥一時預かり事業:◎在園対象を除く、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業

#### ⑦病児保育事業

#### ⑧病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

#### ⑨利用者支援

#### ⑩乳児家庭全戸訪問事業

#### ⑪養育支援訪問事業

#### ⑫妊婦健診

### 3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

#### 国の考え方

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

## 第5章 成果指標の設定

計画の実効性を確保するため、客観的に進行管理を行うことができる目標数値を設定します。

## 第6章 推進体制

関係主体の役割を明記するとともに、推進体制図を示し、各主体の取り組みを記載します。

## 参考資料

- ・ 策定経過
- ・ 委員名簿
- ・ 子ども・子育て会議設置要綱
- ・ 用語解説 等